### 日野市平和事業関連資料貸出要領

#### (目的)

第1条 この要領は、日野市が所有する平和事業関連資料(以下「資料」という。)の市民 団体等への貸出しについて必要な事項を定め、市民の自主的な活動による平和事業を支 援することにより、恒久平和の市民意識高揚に寄与することを目的とする。

## (貸出対象団体等)

- 第2条 資料の貸出しを受けることができるものは、次条に規定する対象事業を実施する ものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1)公益的事業を行う市民団体(市内に活動の拠点があり、その構成員の半数以上が市民であるものに限る。)
  - (2) 市内の官公署その他の公共団体又はこれらに準ずる公共的団体
  - (3) 市内の事業所若しくは商工業者又はこれらのものが組織する団体
  - (4) その他市長が認めるもの

#### (貸出対象事業)

- 第3条 貸出対象事業は、広く市民を対象とする事業であって、「日野市核兵器廃絶・平 和都市宣言」の理念に沿うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを 除く。
  - (1) 事業の目的が主として宗教活動、政治活動又は営利活動であると認められるもの
  - (2) 資料の閲覧の対価として入場料、会費等を徴収するもの

#### (貸出期間)

第4条 資料の貸出期間は、貸出日から起算して原則として14日以内とする。ただし、 市長が特に認めたときは、貸出期間を延長することができる。

#### (貸出手続)

- 第5条 資料の貸出しを希望するもの(以下「申請者」という)は、平和事業関連資料借用申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査のうえ、貸出の可否を決定し、 平和事業関連資料貸出決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

#### (費用負担)

第6条 資料の貸出しは無料とする。ただし、貸出期間中の資料の維持管理、運搬等に要する費用は、資料の貸出しを受けたもの(以下「使用者」という)の負担とする。

### (義務及び禁止行為)

- 第7条 使用者は、資料を適正に使用し、紛失、汚損等(以下「紛失等」という)のないよう適切に管理しなければならない。
- 2 使用者は、資料を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

#### (取消し)

- 第8条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料の貸出しを取り消すことができる。
  - (1) 偽り、その他不正な手段により資料の貸出しを受けたとき。
  - (2) 前条の規定に違反したとき。

#### (損害賠償)

第9条 使用者が故意又は過失により資料を紛失等したときは、使用者はその損害を賠償 しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めた場合 は、この限りではない。

### (返却及び報告)

- 第10条 使用者は、資料に紛失等がないことを十分に確認した後、貸出期間内に返却しなければならない。
- 2 使用者は、資料の返却後、7日以内に平和事業関連資料使用実績報告書(第3号様式) を市長に提出しなければならない。

#### (補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要領は、平成29年 1月18日から施行する。

(あて先) 日野市長

## 平和事業関連資料借用申請書

年 月 日

| 団 体 名   |      |   |   |     |   |   |   |    |
|---------|------|---|---|-----|---|---|---|----|
|         | 住 所  |   |   |     |   |   |   |    |
| 代表者     | 氏 名  |   |   |     |   |   |   |    |
|         | 電話番号 |   |   |     |   |   |   |    |
| 貸 出 期 間 |      | 年 | 月 | 日 ( | ) | 時 | 分 | から |
|         |      | 年 | 月 | 日 ( | ) | 時 | 分 | まで |
| 借用目的    |      |   |   |     |   |   |   |    |
| 借用品名    |      |   |   |     |   |   |   |    |
| 使 用     | 亅場 所 |   |   |     |   |   |   |    |

------ 以下 市記入欄 ------

| 係 | 係 | 長 | 課長補佐 | 課 | 長 |
|---|---|---|------|---|---|
|   |   |   |      |   | • |
|   |   |   |      |   |   |
|   |   |   |      |   |   |

様

# 平和事業関連資料貸出決定通知書

年 月 日

|  | 日野市長印   |     |     |   |   |   |   |    |  |
|--|---------|-----|-----|---|---|---|---|----|--|
| 平和事業関連資料の貸出しについて、下記のとおり決定したので通知します。  |         |     |     |   |   |   |   |    |  |
|  |         |     | 記   |   |   |   |   |    |  |
| 1 貸出しをす  | ることに決定  | しまし | た。  |   |   |   |   |    |  |
| 貸出期間   | 4       | 手 月 | 月日  | ( | ) | 時 | 分 | から |  |
| 貝川栁间   | 4       | 手 月 | 日   | ( | ) | 時 | 分 | まで |  |
| 貸出品名<br>及び数量   |         |     |     |   |   |   |   |    |  |
| 貸出条件(1)資料を紛失等をした場合は、その損害を賠償しなければない。<br>(2)資料を他に譲渡、転貸し、又は担保に供してはならない。<br>(3)資料は上記貸出期間内に返却しなければならない。 |         |     |     |   |   |   |   |    |  |
| 2 貸出しをし  | .ないことに決 | 定しま | した。 |   |   |   |   |    |  |
| 理由   |         |     |     |   |   |   |   |    |  |
|  |         |     |     |   |   |   |   |    |  |

## (あて先) 日野市長

## 平和事業関連資料使用実績報告書

年 月 日

| 団 体 名   |      |   |   |     |   |   |   |    |
|---------|------|---|---|-----|---|---|---|----|
|         | 住 所  |   |   |     |   |   |   |    |
| 代表者     | 氏 名  |   |   |     |   |   |   |    |
|         | 電話番号 |   |   |     |   |   |   |    |
| 4 4     |      | 年 | 月 | 日 ( | ) | 時 | 分 | から |
| 貸出期間    |      | 年 | 月 | 日 ( | ) | 時 | 分 | まで |
| 借用品名    |      |   |   |     |   |   |   |    |
| 使 用 場 所 |      |   |   |     |   |   |   |    |
| 来場      | 計者 数 |   |   |     |   |   |   |    |

------ 以下 市記入欄 ------

| 係 | 係 | 長 | 課長補佐 | 課 | 長 |
|---|---|---|------|---|---|
|   |   |   |      |   | • |
|   |   |   |      |   |   |
|   |   |   |      |   |   |